

各市町村長 殿
(児童福祉担当課)

徳島県保健福祉部こども未来課長

土砂災害危険箇所にある児童福祉施設等の
土砂災害避難対策について (通知)

去る7月中国・九州北部豪雨及び台風9号に伴う大雨による水害・土砂災害により、災害時要援護者をはじめ多くの方々が被災し、また、社会福祉施設等においても大きな被害が出ております。

立地場所に応じた避難計画の策定状況を調査したところ、土砂災害危険箇所のある児童福祉施設等においても、一部具体的な避難計画等を策定していない施設がみられました。

つきましては、該当する施設において土砂災害避難対策を検討していただく資料として「土砂災害避難対策チェックリスト」等を作成しましたので、管内の該当する施設に対して情報提供するとともに適切な対応を御指導ください。

【提供資料及び活用例】

1 土砂災害避難対策チェックリスト

土砂災害避難施設として、施設においてあらかじめ確認しておく事項を目安として示しています。施設や地域の実情を踏まえ、具体的な計画を策定する場合または既存の計画を見直す場合の参考としてください。

2 土砂災害避難確認事項

施設において事前に確認し、掲示しておく様式(例)です。

施設や地域の実情を踏まえ、適宜変更して施設内の掲示等により周知をしてください。

3 土砂災害時緊急避難手順書

施設において実施する土砂災害時の緊急避難手順書(例)です。

避難準備等が発令された場合において、その発令の内容に応じて保護者が迎えに来るまでの間の手順について、施設や地域の実情を踏まえ、適宜変更して施設内の掲示等により周知をしてください。

4 避難情報の類型及び土砂災害救助依頼時確認事項

施設において避難を行う場合または事故があった場合の留意事項(例)です。

施設内の掲示等により職員の土砂災害時等の避難対策の周知にご活用ください。

土砂災害避難対策チェックリスト

土砂災害危険箇所にある各児童福祉施設等（放課後児童クラブを含む。）においては、次の事項に留意の上、土砂災害時の避難対策の立案・確認・点検・周知・掲示を実施するものとする。

なお、避難場所への避難は、保護者が迎えに来られない場合の緊急措置として実施するものと考え、施設や付近の避難施設等の状況に応じて、避難の実施方法等については各施設で適宜変更して作成すること。

1 定義及びその前兆

土砂災害は、主に降雨による多量の水の供給を原因として、斜面や溪流が不安定な状態になり発生する土石流や崖崩れなどを指す。

前兆現象として、斜面から小石がぱらぱらと落ちる、湧水が濁る、溪流が急に濁る、雨が降っているのに水位が下がるなどの現象がみられる。

2 情報収集・伝達について

- 気象庁の発する台風情報や市町村の発令する避難準備等（等は避難勧告・避難指示を指す。）の情報が入手できる環境にあるか。
- 避難準備等（等は避難勧告・避難指示を指す。）がでた場合には速やかに保護者に迎えの連絡をすること。
＜保護者への連絡網の作成と確認できやすい場所で管理すること。＞

3 避難体制の事前準備について

- 避難を実施する場合の責任者及び役割分担を決めているか。
＜避難状況の総括確認者：第一順位、第二順位、第三順位まで決めておくこと。＞
※3人まで設ける趣旨は、勤務の都合から現にいない場合の役割対応順位
＜役割分担：連絡係、誘導係、介助係は最低決めておくこと。＞
- 役割分担を決める場合には、必ず複数決めておき、勤務しない場合であっても随時対応できるようにしているか。
- 役割は、すべてのものが担当できるよう役割を明示しているか。
- 避難勧告がでた場合の一時的な避難場所を確認しているか。
- 緊急時の避難場所を保護者に周知しているか。
＜事前に保護者に周知しておくこと。＞
- 緊急時の避難経路を確認しているか。
＜避難経路の地図の作成：壁に貼付すること＞
- 緊急時の避難経路を事前に全員で移動し、確認しているか。
＜所要時間の確認をしておくこと。：年1回は避難訓練として実施してみる。＞
- 緊急時の避難経路で危険な箇所を確認しているか。
- 緊急時の救助を求める場合の緊急連絡先及び報告内容を周知しているか。

4 緊急避難実施上の留意事項

- 緊急時に避難場所へ移動するか、保育所で迎えまで待機するかを決めているか。
※保育所等で迎えまで待機する場合
 - ① 保育所等が避難場所として指定されて場合
 - ② 保育所等から移動することが不相当である場合（避難場所が非常に遠い等）
 - ③ 保育所等から避難場所への移動が現に不可能である場合
 - ア 引率者がいない場合
 - イ 暴風・洪水・通路遮断等のため外出が危険な場合
 - ウ その他、保育所から離れることが危険となる場合
- 緊急時に避難場所へ移動する場合、手順書を作成し、職員間で共有しているか。

土砂災害避難確認事項

【当該市町村の避難準備等の連絡方法】 例：広報車，防災無線，電話連絡等

	役所確認 連絡先	— —
--	-------------	-----

【緊急時の一時的な避難場所】 例：集会所，体育館，公民館，役場支所等

--

【緊急避難時総括責任者】

第一順位		第二順位		第三順位	
------	--	------	--	------	--

【役割分担】 ※緊急避難時，勤務者で各係を随時決定する。

連絡係	保護者に対して避難場所へ移動することを連絡する。
誘導係	児童を避難場所へ誘導する。
介助係	誘導係を補助し，乳児・けが人の移動を介助する。

【緊急時の避難経路の危険箇所】 例：崖，フェンスのない水路や川，潜水橋等

避難時口頭確認	
---------	--

土砂災害時緊急避難手順書

1 保護者への連絡 ＜保護者の迎え前に避難する場合＞

- (1) 時間的猶予がある場合（避難準備の場合）
保育所等から避難場所に移動する場合は、保護者に連絡すること。

（ ）時から避難場所（ ）に移動します。

- (2) 時間的猶予がない場合（避難勧告または避難指示の場合）
緊急に避難する場合は、連絡簿を携帯し、避難後、速やかに連絡すること。

（ ）時に避難場所（ ）に移動完了しました。

- (3) 避難場所への移動の告知
保育所等から避難場所へ移動した場合は、張り紙で保護者等へ情報提供すること。

避難勧告がでましたので、（ ）へ避難しています。

2 保育所等からの避難留意事項 ＜保護者の迎え前に避難する場合＞

- 避難を開始する前に、避難する職員数、児童数を確認すること。
- 移動時には、児童の集団の前、(中)、後に職員を配置し、児童の行動を確認すること。
- 移動は、できるだけ速やかに実施すること。
＜可能な限り短い時間で避難を完了すること。＞
- 移動時には、浸水箇所、崩壊箇所を避け、危険箇所を発見した場合は無理をせず保育所へ引き返し、救助を待つこと。
- 保護者に「避難を実施する旨連絡した場合」において、その後、避難を中止した場合には、『避難を中止し、（ ）で待機している。』と保護者に必ず連絡すること。
- 避難完了時、避難した職員数・児童数を確認すること。
＜避難を開始前の職員数・児童数と整合すること＞
- 総括責任者に状況を報告すること。
- 避難場所の職員からの問い合わせ時には状況を報告すること。

避難情報の類型

	発令時の状況	求められる行動
避難準備	特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階	特に避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動開始するか、または家族等と連絡し避難準備の開始する。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所への避難行動開始
避難指示	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	確実な避難行動を直ちに完了

土砂災害救助依頼時確認事項

【救助をもとめる場合の緊急連絡先】 <最寄りの施設と連絡先>

警 察	-	-
消 防	-	-
役 所	-	-

【救助をもとめる場合の報告内容】

救助を求める人数	大 人	人・子ども	人・(うち乳児	人)
けが人の有無	人(症状:)			
体調不良者の有無	人(症状:)			
施設周辺の状況	① 付近の状況: 浸 水 ・ 土砂崩れ ・ 立木倒壊 ② 入口の状況: 侵入可 ・ 侵入不可 ③ 避難している場所:			